

学校と警察の連携による「児童生徒健全育成連絡制度」運用要綱の制定について（例規通達）

富山県警察における学校と警察の連携による「児童生徒健全育成連絡制度」については、「学校と警察の連携による「児童生徒健全育成連絡制度」運用要綱の制定について」（平成20年3月18日付け富少第471号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、別添の「学校と警察の連携による「児童生徒健全育成連絡制度」運用要綱」を新たに制定し、令和5年4月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、廃止する。

別添

学校と警察の連携による「児童生徒健全育成連絡制度」運用要綱

第1 趣旨・目的

児童生徒の非行防止や犯罪被害防止は、警察、家庭及び学校との連携が極めて重要である。

警察が認知した児童生徒の非行や不良行為等については、当該児童生徒が在籍する学校においても、学校教育上の立場から適切な事後指導等を行うことが不可欠である。

一方、学校においても、学校だけでは対応困難な児童生徒の暴力行為などの問題行動が発生しており、警察との連携が必要となっている。

このような現状を踏まえて、学校と警察が相互に情報を共有し、より緊密な連携のもとに児童生徒の健全育成を図るものとする。

第2 名称等

制度の名称は、「児童生徒健全育成連絡制度」とする。

第3 連携機関

- 1 富山県教育委員会及び富山県立学校
- 2 富山県私立中学高等学校協会に加盟する富山県内の私立中学校及び高等学校
- 3 国立大学法人富山大学教育学部附属小学校、同中学校及び同特別支援学校
- 4 独立行政法人国立高等専門学校機構富山高等専門学校
- 5 富山県警察本部及び富山県内の警察署

第4 連携の内容

相互連携の内容は、児童生徒の非行等問題行動に関し、必要と認める情報の連絡を相互に行うとともに、必要に応じて協議を行い、当該事案解決のため具体的な対策を講ずるものとする。

第5 相互連絡の対象事案等

- 1 警察から学校への連絡対象事案
別表「警察から学校への連絡対象事案」のとおり
- 2 学校から警察への連絡対象事案
 - (1) 児童生徒の非行等問題行動及びこれらによる被害防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案
学校だけでは、解決が難しく警察の対応が必要な校内暴力事案、集団による非行事案、薬物事案、援助交際などの性の逸脱行動事案等
 - (2) 児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を必

要と認める事案

児童生徒の被害防止のため、警察の協力が必要ないじめ、わいせつ行為、不審者の侵入、ストーカー行為、児童虐待等の事案

第6 連絡責任者等

1 警察からの連絡

連絡対象事案を取り扱った警察署が、当該児童生徒の在籍学校に事案の概要等を連絡するものとし、警察本部内所属で、連絡対象事案を取り扱った場合は、当該所属が生活安全部少年女性安全課（以下「少年女性安全課」という。）に連絡し、少年女性安全課から当該児童生徒の在籍学校に事案概要を連絡するものとする。

2 連絡責任者

連絡責任者は、対象事案を取り扱った警察署長とし、警察本部においては生活安全部少年女性安全課長（以下「少年女性安全課長」という。）とする。

3 連絡担当者等

警察署における連絡担当者は、少年事件選別主任者である生活安全課長又は刑事生活安全課長とし、少年事件選別補助者である生活安全課課長代理及び生活安全係長（富山中央警察署・富山南警察署・富山西警察署・射水警察署・高岡警察署は捜査係長）を連絡担当補助者とすることができる。

なお、警察本部における連絡担当者は、少年女性安全課少年サポートセンター担当職員とし、本部関係所属から対象事案の概要を聴取するものとする。

第7 連絡要領等

1 連絡内容

連絡対象事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要及び児童生徒の健全育成に必要と認める事項とする。

2 連絡要領

- (1) 連絡対象事案を担当した警察職員は、対象の児童生徒ごとに、警察から学校への連絡検討表（別記様式第1号。以下「検討表」という。）を正確に作成すること。
- (2) 連絡担当者又は連絡担当補助者は、連絡対象事案に該当すると認めるときは、検討表により、連絡責任者の指揮を受けた上、学校の連絡担当者に、電話又は面接による口頭連絡を速やかに行い、学校連絡実施報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）を作成すること。

第8 学校からの連絡事案に対する措置

学校からの連絡事案は、学校から警察への連絡表（別記様式第3号。以下「連絡表」という。）により受理し、事実の正確な把握に努めるとともに今後の措置等について処理方針を検討の上、当該児童生徒等に対する適切な措置をとるものとする。

第9 児童生徒への適切な対応

本制度に基づく相互連絡においては、時機を失することなく非行防止、被害防止及び健全育成に関する適切な対応をとるものとする。

なお、当該連絡事案が犯罪等を構成する場合は、速やかに捜査又は調査を遂げるとともに、被害者の保護等が図られるよう必要な措置をとるものとする。

第10 適正な情報管理

協定に基づき相互に提供された情報については、個人に係わる情報であることから、

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令を踏まえ、当該情報の秘密を保持し、本制度の目的を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

第11 連絡上の配慮事項

1 情報の一元管理

相互連絡事案は、生活安全部門に限らず、刑事・交通部門等にも及ぶことから、連絡担当者に情報を一元化するとともに、連絡責任者の指揮の下、情報の管理を徹底するものとする。

2 正確な連絡

学校への連絡は、感情的又は推定的な言動を慎み、事実を正確に連絡するものとする。

3 連絡時期

(1) 逮捕事案

原則として、逮捕したときとする。ただし、共犯事件、否認事件、その他の事案で、逮捕時に連絡することが事後の捜査に影響を及ぼすおそれがあるときは、捜査に影響がなくなったときとする。

(2) 逮捕事件以外の事案

事案の捜査又は調査が行われ、事案の概要が判明したときとする。

4 保護者への事前通知

学校連絡を行う事案については、あらかじめ保護者（少年に対して、法律上監護義務のある者及び少年を現に監護する者をいう。）に対し、事後指導の必要性から、学校に連絡する旨の事前通知を行うものとし、保護者に対しては、学校に自主申告するよう指導するものとする。

なお、学校への連絡対象事案でないと判断される場合でも、学校への連絡を前提とした取扱いを行い、安易な言動は厳に慎むものとする。

5 事後措置

本制度は、児童生徒の非行及び被害を防止し、健全育成を図ることを目的としていることから、学校と緊密な連携を図り、適切な事後措置が講じられるように配慮するものとする。

第12 報告等

1 本制度によって学校に連絡した事案及び学校から連絡があった事案については、その都度、検討表、報告書及び連絡表の写しにより少年女性安全課長を経由して報告するものとする。

2 本制度による連絡等により、学校及び保護者との間に問題等が生じた場合は、少年女性安全課長を経由して即報するとともに、効果的な事例については、その都度報告するものとする。